

○みのかも定住自立圏マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱

平成28年4月1日

告示第43号

改正 令和4年2月25日告示第17号

(趣旨)

第1条 この告示は、定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付総行応第39号)に基づくみのかも定住自立圏(以下「みのかも定住自立圏」という。)の活性化を図ることを目的として、みのかも定住自立圏マスコットキャラクターである「かも丸」及び「かも美」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出し等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出し)

第2条 市長は、市の業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみの貸出しを行うものとする。

- 2 前項に規定する貸出しの期間は、貸出日から返却日を含めて7日以内とする。ただし、返却日が市の休日(美濃加茂市の休日を定める条例(平成元年美濃加茂市条例第24号)第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、同日以後の市の休日でない最初の日を返却の日とする。

(貸出し可能者)

第3条 着ぐるみの貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) みのかも定住自立圏の市町村(美濃加茂市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村をいう。この条において「圏域市町村」という。)に在住し、在勤し、若しくは在学する者
- (2) 圏域市町村内で活動する個人及び団体又は圏域市町村内に所在地がある法人
- (3) その他使用目的が圏域市町村の活性化につながるとして、市長が適当と認めた団体及び法人

(貸出しの申請)

第4条 着ぐるみの貸出しを受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、かも丸・かも美着ぐるみ貸出承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請書は、着ぐるみの貸出しを希望する日の6月前(その日が市の休日に当たるときは、その前日以前の市の休日でない最初の日)から貸出日の3日前の日(その日が市の休日に当たるときは、その前日以前の市の休日でない最初の日)までの期間に提出しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りではない。

(貸出しの承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出しを承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) みのかも定住自立圏及び市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (4) 着ぐるみを破損させ、又は汚損させるおそれがあると認められるとき。
- (5) その他市長が貸出しについて、不適當であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により貸出しを承認するときは、かも丸・かも美着ぐるみ貸出承認通知書（様式第2号）により、承認しないときは、かも丸・かも美着ぐるみ貸出不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、着ぐるみの貸出しに関し、必要な条件を付けることができる。

4 複数の申請書が、同一の日に提出されたときは、原則として市に到着した順に内容を審査するものとする。

（貸出料）

第6条 着ぐるみの貸出料は、無料とする。

（使用者の遵守事項）

第7条 市長から着ぐるみの貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された目的のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみを返却するときは、かも丸・かも美着ぐるみ使用実績報告書（様式第4号）を市長に提出すること。
- (4) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

（貸出承認の取消し）

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、貸出承認を取り消すこととし、以後の貸出しは承認しないものとする。

- (1) この告示に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により貸出承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めたとき。

2 市長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（原状回復）

第9条 使用者が着ぐるみを破損し、又は汚損した場合は、当該使用者の責任及び負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、着ぐるみの補修又はクリーニングが必要と

判断したときは、使用者はこれに従わなければならない。

(責任の制限)

第10条 市長は、使用者又は貸出承認を取り消された者が着ぐるみの使用によって第三者に対して損害を与えた場合、損害賠償その他の法律上の責任を一切負わない。

(庶務)

第11条 着ぐるみの貸出し等に関する庶務は、経営企画部企画課において処理する。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、着ぐるみの貸出し等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に廃止前のみのかも定住自立圏マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱(平成22年美濃加茂市訓令甲第69号)によってなされた申請、承認その他行為は、この告示の相当規定によってなされた申請、承認その他の行為とみなす。

附 則 (令和4年2月25日告示第17号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

美濃加茂市長（氏名）宛

申請者  
住所又は所在地  
団体等の名称  
代表者氏名  
電話  
FAX  
メール

かも丸・かも美着ぐるみ貸出承認申請書

みのかも定住自立圏マスコットキャラクターかも丸・かも美の着ぐるみを借用したいので、下記のとおり申請します。

なお、着ぐるみの使用については、みのかも定住自立圏マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱の規定に従います。

記

- 1 使用着ぐるみ かも丸 ・ かも美 ・ 両方
- 2 使用目的
- 3 借用期間  
年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
- 4 使用日  
年 月 日（ ）

添付書類

- 1 かも丸・かも美の使用の内容（目的・場所・参加者見込み数等）が分かる書類
- 2 申請者の概要が分かる書類（団体のパンフレット等でも可）

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

美濃加茂市長（氏名）印

かも丸・かも美着ぐるみ貸出承認通知書

年 月 日付けで申請のあったかも丸・かも美着ぐるみ貸出承認申請について、下記のとおり貸出しを承認しましたので、みのかも定住自立圏マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱第5条第2項の規定により、通知します。

記

申請者

住所又は所在地

団体等の名称

代表者氏名

1 使用目的

2 貸出期間

年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）

注意事項

- この貸出承認については、上記の使用目的以外に使用してはならない。
- この貸出承認に係る期間を終了したとき又は中止しようとするときは、かも丸・かも美使用実績報告書に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。
- 関連する法令及びみのかも定住自立圏マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱の規定を遵守しなければならない。

様式第3号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

美濃加茂市長（氏名）印

かも丸・かも美着ぐるみ貸出不承認通知書

年 月 日付けで申請のあったかも丸・かも美着ぐるみ貸出承認申請について、下記のとおり貸出しを承認しないこととしたので、みのかも定住自立圏マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱第5条第2項の規定により、通知します。

記

申請者

住所又は所在地

団体等の名称

代表者氏名

- 1 使用目的
- 2 貸出しを承認しない理由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

美濃加茂市長（氏名）宛

借受者  
住所又は所在地  
団体等の名称  
代表者氏名  
電話  
FAX  
メール

かも丸・かも美着ぐるみ使用実績報告書

年 月 日付け 第 号で承認されましたかも丸・かも美の着ぐるみを使用したことを下記のとおり報告します。

記

1 使用目的

2 使用日

年 月 日（ ）

3 使用した効果

添付書類

使用の実績が分かるもの（写真等）

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第7条関係)